

## 令和5年第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 11名  
中村英子 那須千代 安田鷹嗣 小森公明 上村博文  
境 良一 芥川高一 芥川清二 鎌賀和夫 宮本久美子  
加悦雅浩
4. 欠席委員 1名  
太田桂子
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 加悦委員 中村委員
6. 議 事
  - (1) 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第37号 農用地利用集積計画の同意について
  - (4) 報告第13号 許可不要転用届について
  - (5) 報告第14号 農地の賃貸借等の合意解約の報告について

事務局 定刻前ですが出席委員全員お揃いですので、只今から令和5年第11回の総会を開催いたします。本日は、都合により太田委員が欠席されていますが、委員定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 雨の中、またご多用の折、ご出席頂きお礼申し上げます。6日から7日18名の委員と職員1名で、福岡県うきは市で研修を行いました。JAとコラボトマト栽培の研修生を受け入れた共同組合で数億円の施設整備がなされていました。私もトマト栽培組合に従事していましたが、目的がJAと協同した生産者育成でありました。栽培の利益性追求と考

えが異なり価格そのものは廉価でありましたが、後継者を育成していくことに重点が置かれていました。また道の駅等の農業関連施設の研修を行ってきました。うきは市のブランドは、柿、ネギ等の作物が中心で、農産物が豊富ですばらしい地域と認識しています。皆様大変お世話になりました。今後もこの様な研修を実施していきたいと思えます。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、加悦委員さんと宮本委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の中村委員よりご説明をお願いします。

中村委員 内容について確認しましたが、特に問題ないと思えます。ご審議よろしくお願ひ致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は2ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約2.9km、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物はなす、米、たばこ、玉ねぎになり、3条の要件は満たしているものと思えます。また、申請地は東側半分、盛土がされ、長年耕作されずに周辺農地へ影響をしていたため地域ボランティアで対応されていた農地でした。今回、農地改良届も出ていますが、石片などを取り除いて耕作できる状態まで戻していただいたうえでの3条申請となっております。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。以上、議案第35号について1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の中村委員よりご説明をお願いします。

中村委員 内容について確認しましたが、特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は5ページです。申請人は、熊本市東区で不動産業等を営む法人です。申請地周辺は、宅地化が進んでおり、宅地の需要が高まっていますが、建売住宅等の供給が不足していることから、今回の転用申請となりました。なお、申請地は宇土駅からおおむね300m以内に位置しているため、第3種農地になります。また、申請地は、今年7月に農地法第3条で耕作目的で取得された農地でしたが、その後暑さによる体調不良により耕作ができない状態になってしまったことを理由に住宅用地として5条申請されたとのことで、申請にあたって経緯書を添付していただいています。今後の申請があった場合は十分な事業計画の精査を行っていきます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について、確認委員の那須委員よりご説明をお願いします。

那須委員 特に問題ないと思われます。受人は三角町からの移住です。

境議長 補足説明がありました事務局よりお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は6ページです。申請人は、宇城市三角町に居住する個人で、仕事の関係で熊本市内等に通うため、申請地隣接の宅地を譲り受けることになりました。しかし、道が狭く、駐車スペースもないため、今回駐車場としての転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について、確認委員の小森委員よりご説明をお願いします。

小森委員 現地を確認しましたが、申請書のとおりでありました。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明がありました事務局よりお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は7ページです。申請人は、網引町で不動産業等を営む法人です。申請地は、市内中心部から近く、住宅が多く立ち並ぶ集落に位置しており、専用住宅の需要が多い地域であったため、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認致します。以上、議案第36号について3件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第37号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。10ページ55番から57番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。59番と60番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の再設定です。また、58と追記・修正でお配りした10-2ページの61番につきましては、新規設定となっております。次に11ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、すべて田で25,540㎡となっております。次に12ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の実績の累計となっております。第11回総会時点での令和5年の累計は、基盤法による利用権の再設定が91,586㎡、農業公社による利用権の新規設定が51,112㎡、再設定が43,660㎡、所有権の移転は11,311㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第37号について承認します。次に報告第13号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。14ページをお開きください。地図は15ページです。番号1番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載の

とおりです。堆肥施設倉庫を設置し、農業用資材置場として使用するための転用になります。農地法施行規則第 29 条第 1 項において、「耕作の事業を行う者がその農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」は農地法第 4 条及び 5 条の許可が不要とされていますので、報告するものです。また、当該地は農振農用地に含まれますが、農業用倉庫設置による用途区分の変更が確定済みです。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしですので、報告第 1 3 号について承認します。次に報告第 1 4 号「農地の賃貸借等の合意解約の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。お手元にお配りしております資料 1 をご覧ください。解約件数は 1 件、総合計は 1 筆で 2,135 m<sup>2</sup>です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 1 4 号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 境会長におかれましては、議長としての議事進行お世話になりました。閉会の言葉を鎌賀副会長をお願いします。

鎌賀副会長 これをもちまして令和 5 年第 1 1 回の総会を閉会します。

議	長	境	良一	印
議事録署名人		加悦	雅浩	印
議事録署名人		中村	英子	印